

令和2年4月1日現在

障がい者等に対する割引運賃について

対象者	乗車券の種類	割引率
1. 身体障がい者手帳保持者の方 2. 療育手帳保持者の方	普通券	50%
3. 精神障がい者福祉手帳保持者の方 4. 児童福祉法の適用を受けている方 (当該施設長発行の割引証明書保持者の方) 5. 1～4の介護人1名の方	定期券	30%

- 手帳等の等級に係わらず割引が適用されます。
- 手帳は必ず写真貼り付け面を乗務員へお見せください。(写真が無い場合割引適用できません)
- 割引適用後の運賃は端数を四捨五入します。
- 介護人は本人1人につき1人までとなります。
- 介護人の割引は、本人と同一区間を乗車した場合、割引対象となります。

問い合わせ先
沖永良部バス企業団
電話 0997-93-2054
FAX 0997-93-2298